

九州大学適正な研究活動推進委員会規程

平成 26 年度九大規程第 174 号
制 定：平成 27 年 3 月 31 日
最終改正：令和 6 年 2 月 29 日
(令和 5 年度九大規程第 60 号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則（平成 16 年度九大規則第 6 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、適正な研究活動推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、議事その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 適正な研究活動を実施するための研究倫理教育に関すること。
- (2) 適正な研究活動を実施するための啓発活動の実施に関すること。
- (3) その他適正な研究活動の実施に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者 若干人
- (2) 教育研究評議会評議員のうちから総長が指名する者 若干人
- (3) 学外の有識者 若干人
- (4) その他総長が必要と認めた者

2 前項第 2 号から第 4 号までの委員の任期は、2 年とする。

ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第 1 項第 1 号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要であると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、事務局各課及び関係部局の協力を得て研究・産学官連携推進部研究企画課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年度九大規程第 124 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年度九大規程第 98 号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第60号）

- 1 この規程は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に行われている改正前の九州大学適正な研究活動推進委員会規程第5条に基づき調査部会が設置された事案については、この規程の施行後も、なお従前の例による。